

2017年1月12日

福島県知事 内堀雅雄 殿

被曝と帰還の強制反対署名運動
連絡先 ふくしま共同診療所
福島市太田町20-7
申し入れ代表 布施幸彦

私たちは、甲状腺検査縮小と避難区域への住民の帰還強制に反対し、「被曝と帰還の強制反対署名」をはじめました。県内のみならず日本全国から第一次集約分 3000 筆の署名提出と、福島県へ下記のとおり申し入れを行います。申し入れに対し、至急対策を講じるようお願いいたします。

申し入れ

「甲状腺検査縮小に反対します。」

1. 福島県は県民健康調査の『検査のご案内』から「受診することをおすすめいたします」の文を削除し、そのかわりに「ご心配をお掛けすることもあります。そのため、甲状腺の超音波による検診は、一般的には行われてきませんでした。」とつけ加えました。また検討委員会の星座長や各種の講演会などでもことさらに「受診のリスク」を強調しています。このことは、先の県議会において全会派一致で採択された検査縮小反対の請願に、面従腹背であると言うほかありません。小児甲状腺がんを早期発見し早期治療するため、甲状腺検査の継続を何より求めます。

検査が縮小された場合、放射能汚染が起こった地域における健康被害を明らかにする際の科学的根拠とはなりえない事態も想定され、人類史に対する重大な裏切りであり証拠隠滅となります。チェルノブイリでも小児甲状腺がんが爆発的に増大したとされる事故後4年から5年後という、まさにその時期に検査縮小が画策されていることは、意識的な証拠隠滅を疑われても仕方のない状態です。

2. 県民健康調査は、原発事故による被曝の影響を臨床的に把握し、県民の命を守ることを最優先に、また将来、子どもたちに健康被害が起きたときの国への補償を求める際の大切な情報源となることから、検査については真摯に実施し、そのデータは誠実に公表することを求めます。

3. 184人が小児甲状腺がんと診断されています。これ自体が異常であることについては誰もが認めるところです。2巡目（本格検査）の結果は、当初言われた「スクリーニング効果」に全く根拠がないことを証明しています。なぜ福島だけ多発しているのか、福島県として、原因究明、その予防対策にしっかり取り組むことを求めます。

4. 甲状腺検査結果がすべて公表されていません。B判定などにより一般診療に移動した子どもたちのデータは、県民健康調査の対象に入っていません。健康被害の全体像を把握するうえでもすべてのデータの開示をすることを求めます。(本人が特定されないような加工が必要。)

5. 2巡目(本格検査)で、1巡目(先行検査)ではA判定であった人から新たな甲状腺がんが見つかっています。A判定で異常なしとされても継続して検査を受ける必要があります、県民に対し検査を受診することを呼びかけることを求めます。

6. 福島県立医大は甲状腺がんが肺やリンパに転移しているデータを学会で発表していますが、その手術症例や術後の経過などについて県民には全く知らされていません。患者として一番知りたいと思う情報を開示することを求めます。

7. 昨年12月27日の検討委員会において、津金委員はがんの早期発見の意義を否定し、「予後がいい」「生存率は100%」と発言されました。これに対し清水委員から「生存率は90%であり、全く違う」、「治療しているのといないとでは全く異なる」「生存していても生活の質が異なる」旨の反論がありましたが、そのとおりです。津金委員の発言は医師としてのモラルを毀損するものであり、検討委員を解任するよう求めます。

8. 同検討委員会後に星座長から「第三者機関の設置」という提案が出されました。これ自体が事務局も初耳だったほどに突然のことでした。それ以上に「中立的な」「科学的な」「第三者機関」が別に必要だということは、検討委員会が「中立的」でも「科学的」でもないことを自認しているということです。機関を林立させ責任を曖昧にするやり方は認められません。また、提案された「第三者機関」は、「検査データから離れて科学的に」と説明されています。およそ現実のデータから離れては科学など成り立ちようもないものですが、何が起きようと、何人が放射能によって命を落とそうと、関係なしに「放射能の影響とは考えにくい」と言い続けることのできる厚顔を「科学」というに等しい提案です。県として、ただちにこの提案を否定し、検討委員会へ県民が参加できるよう求めます。

「避難指示解除と帰還の強制に反対します。」

1. 法律では一般人における年間被曝許容線量は1ミリシーベルトとなっていますが、福島県民だけが年間20ミリシーベルトを適用されることは認められません。全国基準に照らせばすべての福島県住民は、放射能汚染地域からの避難の権利を有することになります。放射能汚染の測定値もすべての放射能核種を測定していないことは周知の事実です。生活に必要な空気、水、食料が汚染されているところに現時点で避難指示を解除して帰還させることは命を危険にさらすものであり、ただちにこの政策を中止するよう求めます。

2. 帰還政策のもとで、自治体職員とその家族、教職員とその家族、インフラ関係労働者などに職務命令として帰還を強要することは人権上許されないことです。無用な被曝を強制

しないことを求めます。

3. いまだにデブリ本体の行方すら分かっていません。これから再臨界の可能性もあります。汚染水が漏れたり、対策を打たずに建屋カバーを取り外し、放射能汚染が拡大したりしています。昨年11月22日も大きな地震と津波がありましたが、東電は第2原発の冷却水停止を1時間も報告せず、隠蔽体質がまったく改まっていないことが明らかになりました。そこに向かっての帰還などとんでもないことです。住民の避難計画もありません。帰還政策をただちに停止すること、原発の管理を東電に委ねている現状の変更を求めます。

「全国の避難者への住宅支援の打ち切りに反対します。」

1. 住宅支援の打ち切りは、福島県の方針として出されています。「自主避難者」たちは、国や県の責任放棄のために避難区域に指定されず、家族の別離、二重生活などに苦しみながら、自力で避難しています。住宅支援の打ち切りは、この人々に「命」を断念させる政策に他なりません。また、他ならぬ福島県が帰還をすすめることが、避難者、とりわけ子どもたちへのいじめを助長していることは明らかです。ただちに住宅支援の打ち切りを停止し、避難者支援をより充実させることを求めます。

2. 県職員が避難者家族をまわって帰還を迫っており、脅迫にあたる行為すら見受けられると聞き及びます。県としてそのような行為を即刻停止させるとともに、職員に業務としてかかる非人間的な行為をさせることのないよう求めます。

以上